

## 第2章 災害廃棄物処理基本対策

本章では、市町が主体となって行う災害廃棄物処理に関わる事項について、県が市町に対して必要な支援や助言を行う内容について記載します。

### 第1項 し尿、生活ごみ処理

#### (1) し尿処理

##### ① し尿処理の概要

避難所等に設置される仮設トイレは、被災者にとって生活の一部であり、公衆衛生上の観点から重要な施設となります。避難所ごとに設置場所、給水の可否、給電の可否及び排水の可否が異なることから、状況に応じて適切なトイレを選定するとともに、適切な使用方法の周知についても留意する必要があります。

し尿の収集・運搬、処理は市町等が行い、県は市町と連携して情報収集、協力及び必要な支援に関する調整を行います。

市町は、災害時のし尿収集・運搬車両の確保、処理に関する資機材の備蓄を促進するとともに、住民自らの簡易トイレの備蓄、仮設トイレの使用方法等について、住民へ啓発を行うことが求められます。

また、災害時に緊急通行車両としての指定が見込まれる市町のし尿収集運搬車両等について、「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度※」に基づく手続きを行い、優先的に燃料の供給を受け、緊急輸送道路を通行できるようにしておくことが必要です。

※事前届出済証の交付を受けている緊急車両については、発災後の緊急通行車両確認証明書及び標章の迅速な交付が可能となります。

#### 事例：し尿の処理方法

東北被災3県の仮設住宅入居者 11 万 4 千人のし尿及び生活排水は、37%が下水道、67%が浄化槽で処理されています。

## ② し尿発生量、資機材必要数の推計

表 2-2-1 に避難者数とし尿発生量、仮設トイレ必要基数の推計を示します。

し尿発生量は、「三重県地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）」における避難者数に、し尿の 1 人 1 日排出量の原単位を乗じた以下の式で算出しました。

$$\begin{aligned} \text{し尿発生量} &= \text{避難者数} \times \text{し尿 1 人 1 日排出量} \\ \text{し尿 1 人 1 日排出量} &= 1.7(\text{L}/\text{人} \cdot \text{日}) \\ &[\text{三重県地域防災計画 地震・津波対策編(平成 26 年 3 月)p.328 より}] \end{aligned}$$

避難所における仮設トイレの必要基数は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のランドデザインについて（平成 26 年 3 月）」に示された以下の計算式を用いて算出しました。

$$\begin{aligned} E &= A \div F \\ E: &\text{避難所における仮設トイレの必要基数(基)} \\ A: &\text{避難所におけるし尿処理需要量(L)} \\ A &= B \times C \times D \\ B: &\text{仮設トイレ需要者数(避難者数)(人} \cdot \text{日)} \\ C: &\text{1 人 1 日当たりし尿排出量 1.7(L}/\text{人} \cdot \text{日)} \\ D: &\text{し尿収集間隔日数 3(日)} \\ F: &\text{仮設トイレの平均的容量 150(L}/\text{基)} \end{aligned}$$

表 2-2-1 避難者数とし尿発生量・仮設トイレ必要基数の推計

地域区分	市町	L1		
		避難者数	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (基)
北勢	桑名市	57,000	96,900	1,938
	いなべ市	70	119	2
	木曽岬町	6,600	11,220	224
	東員町	200	340	7
	四日市市	39,000	66,300	1,326
	菟野町	90	153	3
	朝日町	800	1,360	27
	川越町	12,000	20,400	408
	鈴鹿市	18,000	30,600	612
	亀山市	300	510	10
	(小計)	134,060	227,902	4,557
中勢	津市	80,000	136,000	2,720
	松阪市	32,000	54,400	1,088
	多気町	400	680	14
	明和町	7,300	12,410	248
	大台町	500	850	17
	(小計)	120,200	204,340	4,087
伊賀	伊賀市	300	510	10
	名張市	100	170	3
	(小計)	400	680	13
伊勢志摩	伊勢市	73,000	124,100	2,482
	鳥羽市	10,000	17,000	340
	志摩市	23,000	39,100	782
	玉城町	1,100	1,870	37
	南伊勢町	11,000	18,700	374
	大紀町	3,200	5,440	109
	度会町	500	850	17
	(小計)	121,800	207,060	4,141
東紀州	尾鷲市	13,000	22,100	442
	紀北町	15,000	25,500	510
	熊野市	3,200	5,440	109
	御浜町	1,800	3,060	61
	紀宝町	1,500	2,550	51
	(小計)	34,500	58,650	1,173
合計		410,960	698,632	13,971

注1)し尿の発生量は、「三重県地域防災計画 地震・津波対策編 平成26年3月 三重県防災会議」p328から1.7L/人・日とした。

注2)し尿収集間隔日数は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 参考資料 平成26年3月 環境省災害廃棄物対策検討委員会」参考p40から3日とした。

注3)仮設トイレの平均的容量は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 参考資料 平成26年3月 環境省災害廃棄物対策検討委員会」参考p40から150L/基とした。

注4)各市町の避難者数は、「三重県 地震被害想定結果(数表等) 平成26年3月 三重県防災対策部」p65の表IV-1.1における1日後避難者数を参考に設定した。

③ 資機材の備蓄状況

県防災対策部が管理する、広域防災拠点等に備蓄されている災害用トイレの備蓄数を表2-2-2に、各市町、一部事務組合及び広域連合における災害用トイレの備蓄数を表2-2-3に示します。

なお、東日本大震災では、マンホールトイレの利用や下水道への直接投入を行った事例があります。

表 2-2-2 災害用トイレの備蓄数〔県管理〕

施設名	平成26年3月現在		
	簡易(組立式)トイレ	簡易(箱型)トイレ	簡易トイレ(薬剤セット) 汚物パック100袋 薬剤100袋/セット
	台	セット	セット
中勢防災拠点備蓄倉庫	153	1,163	1,260
伊賀防災拠点備蓄倉庫	10	150	150
名張市防災センター	-	90	90
伊勢志摩防災拠点備蓄倉庫	5	684	684
県志摩庁舎	-	30	30
東紀州(紀北)防災拠点備蓄倉庫	5	45	45
東紀州(紀南)防災拠点備蓄倉庫	6	45	45
合計	179	2,207	2,304

出典:「三重県地域防災計画添付資料 第3部 発災後対策編 平成25年修正 三重県防災会議」  
p123を加筆修正

表 2-2-3 災害用トイレの備蓄数〔各市町、一部事務組合及び広域連合管理〕

平成26年7月現在

地域区分	市町名	備蓄災害トイレ	備蓄数 (基)	備蓄箇所数 (箇所)	備蓄場所
北勢	桑名市	簡易型	656	90	小学校
	いなべ市	組立式	37	1	市役所北勢庁舎
	木曽岬町	組立式	5	2	川先備蓄倉庫他
	東員町	組立式	154	2	役場防災倉庫、避難所防災倉庫
		簡易型	168	2	役場防災倉庫、避難所防災倉庫
	四日市市	組立式	103	71	各指定避難所内防災備蓄倉庫
		簡易型	1,485	120	安島防災備蓄倉庫及び各指定避難所内防災備蓄倉庫
		その他	1	1	安島防災備蓄公庫
	菟野町	組立式	134	9	本庁地区コミュニティセンター
		簡易型	11	1	本庁
	朝日町	組立式	150	10	町防災倉庫、各自治体防災倉庫
	川越町	組立式	50	1	役場備蓄倉庫
		簡易型	250	15	北部多目的倉庫、学校、各地区公民館等
鈴鹿市	組立式	123	17	下水化地域内小学校、市立体育館等	
	簡易型	330	30	市内小学校	
亀山市	簡易型	137	9	中央防災倉庫、関地区防災倉庫、その他市内避難所	
中勢	津市	組立式	128	100	大規模避難所(小学校)、その他避難所
		簡易型	1,218	87	大規模避難所(小学校)、その他避難所
		その他	160	34	小学校等
	松阪市	簡易型	318	71	公立小中学校
		簡易型	54	7	相可公民館等
	多気町	その他	28	5	多気中学校等
		組立式	29	7	各小学校
	明和町	組立式	29	7	各小学校
		簡易型	611	7	各小学校
ユニット型		17	6	宮川総合支所、健康ふれあい会館	
大台町	簡易型	29	3	宮川総合支所、B&G海洋センター	
	非常用トイレ袋	20,160	8	領内地域総合センター、長ヶ集会所	
	ユニット型	17	6	宮川総合支所、健康ふれあい会館	
伊賀	伊賀市	組立式	58	40	各地区市民センター、消防署
伊勢志摩	伊勢市	組立式	112	32	防災倉庫・小中学校
		簡易型	26	10	防災倉庫・小中学校
	鳥羽市	ユニット型	35	22	主要な避難所(学校等)
		簡易型	102	2	志摩支所、磯部中学校防災倉庫
	志摩市	スケットトイレ	100袋×15箱、 100袋×10箱	-	志摩支所、阿児町防災倉庫
		便袋	10枚×1セット	-	
	玉城町	排便袋	20	2	玉城町防災倉庫、下外城田小学校
	南伊勢町	組立式	114	38	各地区
度会町	簡易型	90	4	度会町役場他	
東紀州	尾鷲市	組立式	11	11	尾鷲市防災センター
		簡易型	261	17	
		その他	90	17	
	紀北町	簡易型	25	2	防災倉庫
		組立式	55	1	防災倉庫
	熊野市	簡易型	400	22	防災倉庫、避難所等
		組立式	5	1	役場内防災倉庫
	御浜町	簡易型	40	6	主要避難所
		組立式	25	1	町防災倉庫
紀宝町	簡易型	25	1		
	松阪地区広域衛生組合	組立式	2	1	管理棟1F会議室
合計	組立式	1,295	345		
	簡易型	6,236	506		
	計	7,531	851		
	上記以外※	22,121	1,705		

※上記以外とは、「その他」、「ユニット型」、「非常用トイレ袋」、「スケットトイレ」、「便袋」、「排便袋」をいう。

注)備蓄に関するデータは、H25災害廃棄物処理対策基礎調査結果に基づく

仮設トイレの必要基数と備蓄数は、表 2-2-4 のとおりとなっており、現在の災害用トイレの備蓄基数は、必要基数に対し不足しています。

県防災対策部では、(社)全国建設機械器具リース業協会中部支部との間で、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」を締結しています。

表 2-2-4 仮設トイレの必要基数と備蓄数

地震の種類		L1
仮設トイレ必要基数(基)		13,971
簡易トイレ備蓄数(基)	市町	7,531
	県	2,386
	合計	9,917

#### ④ し尿への対応

し尿の収集運搬及び処理は、通常時における処理体制を基本とします。

収集運搬車両が不足し、又は処理施設の能力が不足して、県内市町間や民間処理事業者による応援を行う必要がある場合、県は、応援協定に基づいて市町間及び事業者団体との調整を行います。

このほか、市町は、あらかじめ次のような対応を行っていく必要があります。

- ・市町は、災害時に活用できる仮設トイレ等の備蓄及びし尿収集・運搬車両の確保、処理に関する資機材等についても可能な限り備蓄に努める。
- ・市町は、し尿処理施設の補強や耐震化等の向上、浸水対策等を図る。
- ・一般家庭に対しても簡易トイレ等の備蓄、普及啓発を図る。

近隣他府県が同時に被災し、仮設トイレ等が不足する場合には、支援をすぐには受けられない可能性が高くなります。

また、下水処理施設が被災し、水洗トイレが使用できない期間は、さらに多くの仮設トイレが必要となります。

## (2) 生活ごみの処理

### ① 生活ごみ処理の概要

生活ごみの収集運搬及び処理は、通常時と同様に市町等が行い、県は、市町と連携して情報収集、協力、必要な支援に関する調整を行います。

市町の被災状況、発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災後3～4日後には、収集・処理を開始することを目標とします。県は、市町の要請に応じて、資機材の調達支援、近隣市町等への収集・処理の協力要請あるいは広域処理体制整備など、収集・処理の早期開始のための支援を行います。

市町は、想定する各避難所などから排出される、廃棄物の排出方法や収集運搬及び処理の方法について、事前に検討しておきます。

なお、生活ごみについては、焼却施設のほか、RDF化施設により処理を行います。

また、災害時に緊急通行車両としての指定が見込まれる市町の一般廃棄物収集運搬車両等について、「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを行い、優先的に燃料の供給を受け、緊急輸送道路を通行できるようにしておくことが必要です。

### ② 生活ごみの排出区分・排出量

生活ごみは、発災直後などを除き、通常的生活ごみの排出区分と同様に、分別排出することを基本とします（処理先の施設の受入基準にあわせた区分）。発災直後は、粗大ごみ等の排出量が一時的に増加する傾向にあります。災害規模に応じて、災害廃棄物と同様に仮置場の確保が必要となる可能性もあります。

避難所の開設においては、ごみの排出方法に関する事項を整理するなど、事前の準備を行うことが重要です。

- ・分別排出の区分
- ・排出する場所、集積する場所の選定
- ・排出状況の衛生状態のチェックの方法（担当者など）
- ・排出された廃棄物の集積場所への運搬
- ・害虫発生防止、感染性廃棄物への対策 など

避難所避難者数に応じた生活ごみ排出量の推計は、県地震被害想定より、表 2-2-5 に示すとおりとなっています。

表 2-2-5 避難所避難者の生活ごみ排出量の推計

地域区分	市町	L1	
		避難者数	生活ごみ発生量 (t/日)
北勢	桑名市	57,000	56
	いなべ市	70	*
	木曽岬町	6,600	6
	東員町	200	*
	四日市市	39,000	38
	菟野町	90	*
	朝日町	800	1
	川越町	12,000	12
	鈴鹿市	18,000	18
	亀山市	300	*
(小計)	134,060	131	
中勢	津市	80,000	78
	松阪市	32,000	31
	多気町	400	*
	明和町	7,300	7
	大台町	500	*
	(小計)	120,200	117
伊賀	伊賀市	300	*
	名張市	100	*
	(小計)	400	*
伊勢志摩	伊勢市	73,000	72
	鳥羽市	10,000	10
	志摩市	23,000	23
	玉城町	1,100	1
	南伊勢町	11,000	11
	大紀町	3,200	3
	度会町	500	*
	(小計)	121,800	119
東紀州	尾鷲市	13,000	13
	紀北町	15,000	15
	熊野市	3,200	3
	御浜町	1,800	2
	紀宝町	1,500	1
	(小計)	34,500	34
合計		410,960	400

\*: 若干数

注1) 端数処理のため、小計又は合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2) ごみ発生源単位は、「三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書 参考資料 平成22年3月 三重県環境森林部」p6から980g/人・日とした。

注3) 各市町の避難者数は、「三重県 地震被害想定結果(数表等) 平成26年3月 三重県防災対策部」p65の表IV-1.1における1日後避難者数を参考に設定した。

### (3) 貴重品等の管理

位牌やアルバムなど、所有者等にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品、以下「貴重品等」という。）については、市町や県が運営管理する仮置場ごとに集約し、自治会、行政等との協議の上、閲覧・引渡しする機会を設けるようにします。

なお、貴重品等であっても仮置場に住民が自ら持込んだ不用品については、確認の対象としません。

具体的には、位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り分別を実施し、各地区の公民館等若しくは市町で保管し、持ち主に返却できるよう周知します。

県は、市町における貴重品の取り扱い方法等について、県民に情報提供・案内を行います。

## 第2項 災害廃棄物の発生量の把握

想定地震ごとの災害廃棄物の発生量は、第2編第1章「第2項 災害廃棄物発生量の推計」で推定しています。

発災後には、実態をふまえて以下に示す方法等により各市町で発生量を把握します。

### (1) 災害廃棄物発生量の算定方法

災害の規模により、実際の災害廃棄物の発生量は大きく異なってくることから、発災後に必要な情報を収集して発生量を算定します。算定方法の例を図2-2-1に示します。

災害廃棄物の発生量は、時間の経過と共に推定値から実測値に変化していきます。したがって、さまざまな方法で発生量を検証し、最終的な処理量とのかい離を少なくすることが求められます。

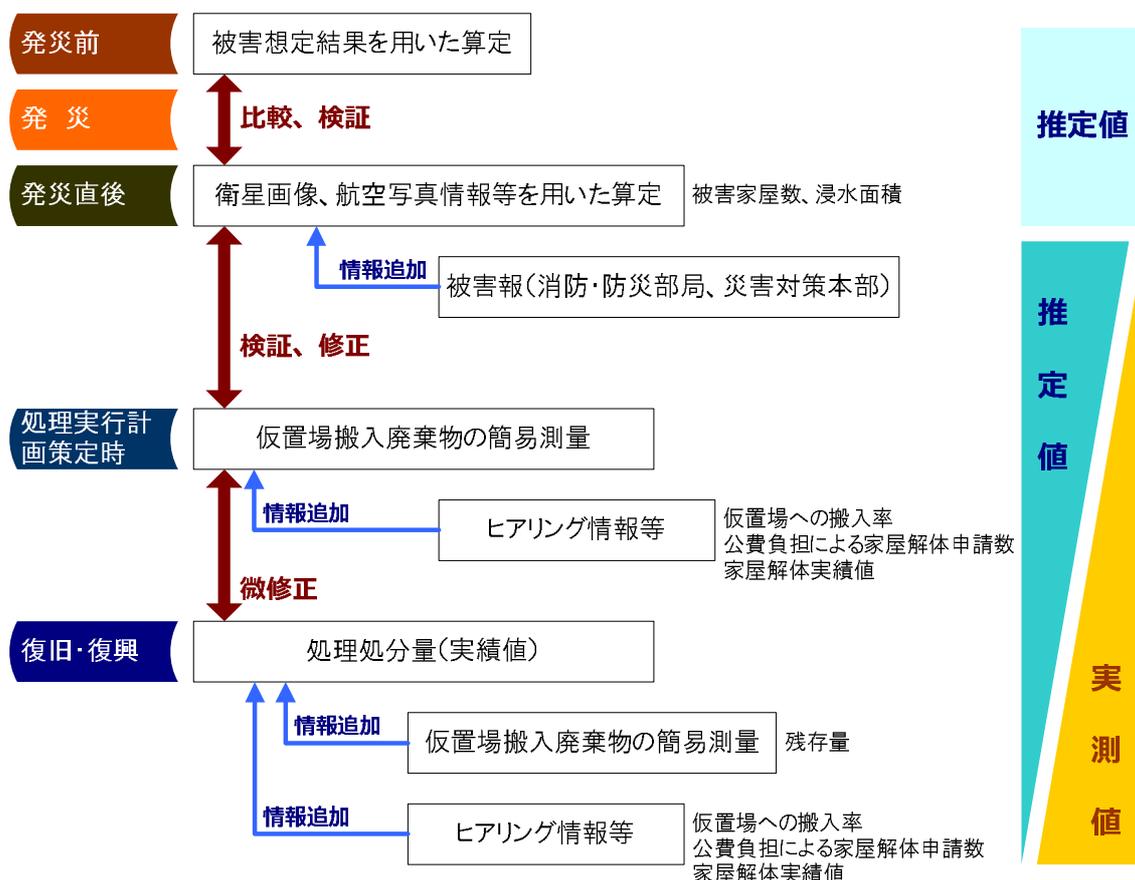


図2-2-1 災害廃棄物発生量の算定方法の変化

**事例：災害廃棄物発生量の推計**

岩手県では、平成23年6月に策定した実行計画において、下記の考え方により災害廃棄物の発生量を推計しました。

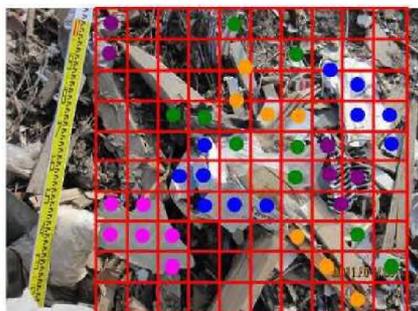
岩手県における発災当初の災害廃棄物等発生量推計方法
<p>1)一般家屋から発生した災害廃棄物 下記①+②より推計</p> <p>① 建物倒壊：倒壊家屋数×1棟あたりの災害廃棄物量（発生原単位）</p> <p>② 家屋内：倒壊家屋数×1棟あたりの粗大ごみ重量（発生原単位）</p> <p>2)事業所等から発生した災害廃棄物 下記①+②より推計</p> <p>① 事業所等：事業所数×（倒壊家屋数より算出した市町村ごとの倒壊率）×1事業所あたりの災害廃棄物の重量（発生原単位）</p> <p>② 工場等：施設数（浸水区域内の水質汚濁防止法に基づく特定施設数より推計）×1事業所あたりの災害廃棄物の重量（発生原単位）</p> <p>3)津波堆積物</p> <p style="padding-left: 20px;">堆積物重量＝浸水面積×体積土砂厚（推計）</p>

その後の発生量の見直しでは、一次仮置場に集積された災害廃棄物の体積をGPS測量とレーザー距離計を用いた簡易測量により定量化し、災害廃棄物の山の表面を撮影して組成比を出し、重量換算を行いました。次に、災害廃棄物の種類及び処理方法による分類ごとに重量、混入率を算定しました。

岩手県における発生量見直しの推計方法
<p><u>見直し推計量＝①仮置場残存量＋②発生見込量（ヒアリング）＋③保管量＋④処理量</u></p> <p>① 仮置場残存量（t）＝災害廃棄物体積（m<sup>3</sup>）×組成ごとの比重（t/m<sup>3</sup>）  災害廃棄物体積（m<sup>3</sup>）＝GPS測量（底面積把握）×レーザー距離計による高さ計測（それぞれ、台形、三角錐、三角柱等形状を把握）  写真撮影により表面組成を把握し、比重を算定（下図参照）</p> <p>②発生見込量（ヒアリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋解体等で生じる災害廃棄物量：自治体へのヒアリング</li> <li>・海中がれきの量：県水産部局、自治体へのヒアリング（持込み期限内の量）</li> <li>・農地堆積物の量：県農林部局、自治体へのヒアリング（持込み期限内の量）</li> </ul> <p>③保管量（粗選別したものや選別途中のもので運搬車両の重量測定等により実測した重量）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車両の重量測定等による量（破碎・選別業者報告による）</li> </ul> <p>④処理量（売却・再利用済の量）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎・選別物の重量測定等による量（破碎・選別業者報告による）</li> </ul>



図 岩手県における現地測量結果の例（資料提供：応用地質(株)）



色	廃棄物種別	割合
●	紙類	11%
●	プラスチック類	9%
●	布・繊維	6%
●	金属くず	7%
●	コンクリート・石膏ボード類	6%
●	木くず	55%
●	土砂	6%
		100%

図 岩手県で実施された災害廃棄物の組成比率の測定方法例

出典：「岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次改訂版 平成25年5月 岩手県」

### 第3項 災害廃棄物処理支援

#### (1) 市町施設での処理

##### ① 焼却施設の余力

市町の一般廃棄物焼却施設の稼働状況から算出した、災害廃棄物の処理可能量の状況を表2-2-6に示しました。廃棄物処理施設の能力は、各施設や地域によっても異なりますが、県全体では、焼却施設で年間約201千トンの余力があり、施設の被災を想定すると、約571千トン（被災状況により処理期間2.7年又は3年と設定）を処理可能です。

なお、RDF化施設については、土砂を含んでいる性状の災害廃棄物等は、ダイスの摩耗等の可能性から、固形化処理が困難な場合があります。

##### ② 最終処分場の余力

市町等の一般廃棄物最終処分場の残余年数等から算出した災害廃棄物の埋立可能量、発災時の震度、浸水深の状況を表2-2-7に示しました。

県全体では、最終処分場で約1,714千トンの10年後残余容量があります。

##### ③ 応援と受援

発災後における廃棄物処理施設での対応の例を図2-2-2に示します。

既設の廃棄物処理施設が被災することも想定されるため、市町は被災状況の確認や補修の状況を把握し、RDF化施設は生活ごみと避難所ごみを受け入れ、焼却施設は災害廃棄物の処理割合を多くするなど、地域間や県内広域での応援と受援の対応を行うことが求められます。

県は、市町の処理施設における被災状況や余力を把握し、焼却施設及びRDF化施設を有する市町間の受入調整等を行います。

データ集 p.160～169 では、処理施設の位置、県地震被害想定における震度及び津波浸水域の範囲に重ね合せた図を示しています。いずれも津波により浸水する施設は少ないものの、地震の影響を受ける施設が多いことから、今後これらの施設における耐震化や施設復旧対策等を行っていくことが必要です。

表 2-2-6 一般廃棄物焼却施設の処理能力

地域区分	市町等	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	年間処理実績 (t/年)	余力 (t/年)	災害廃棄物 処理量 (t/3年間) <sup>※4</sup>	被害想定結果		
								震度		浸水深(m)
								L1	直下型 <sup>※5</sup>	L1
北勢	いなべ市	あじさいクリーンセンター	40	12,400	7,992	4,408	13,200	5強	6強	0
	四日市市	四日市市北部清掃工場	450	139,500	80,164	59,336	160,200	5強	6強	0
	菟野町	菟野町清掃センター	40	12,400	10,169	2,231	6,600	5強	6強	0
	鈴鹿市	鈴鹿市清掃センター	270	83,700	60,655	23,045	69,100	6弱	6強	0
	亀山市	亀山市総合環境センター	80	24,800	23,529	1,271	3,800	5強	6強	0
中勢	津市	津市西部クリーンセンター (1号炉)	120	37,200	20,718	16,482	49,400	6弱	6弱	0
		津市西部クリーンセンター (2号炉)	120	37,200	32,429	4,771	14,300	6弱	6弱	0
		津市クリーンセンターおお たか	195	60,450	37,770	22,680	68,000	6弱	6弱	0
	松阪市	松阪市第二清掃工場	200	62,000	39,183	22,817	61,600	6弱	5弱	0
	多気町	多気町美化センター	15	4,650	2,789	1,861	5,500	6強	5強	0
伊賀	伊賀南部環境 衛生組合 <sup>※1</sup>	伊賀南部クリーンセンター	95	29,450	22,216	7,234	21,700	5強	5弱	0
伊勢 志摩	鳥羽市	鳥羽市答志島清掃セン ター(離島)	8	2,480	765	1,715	5,100	6弱	5弱	0
	志摩市	志摩市阿児清掃センター	20	6,200	4,084	2,116	5,700	6弱	5弱	0
	南伊勢町	クリーンセンターなんとう	15	4,650	3,910	740	2,200	6弱	4	0
	伊勢広域環境 組合 <sup>※2</sup>	可燃ごみ焼却処理施設	240	74,400	58,762	15,638	42,200	6強	5強	0
	鳥羽志勢広域 連合 <sup>※3</sup>	やまだエコセンター	95	29,450	25,511	3,939	11,800	6弱	6強	0
東紀 州	尾鷲市	尾鷲市清掃工場	45	13,950	7,490	6,460	17,400	6弱	4	0
	熊野市	熊野市クリーンセンター (ごみ処理施設)	30	9,300	5,006	4,294	12,800	6弱	4	0
県合計			2,078	644,180	443,142	201,038	570,600	-	-	-

※1 伊賀南部環境衛生組合：名張市、伊賀市

※2 伊勢広域環境組合：伊勢市、明和町、玉城町、度会町

※3 鳥羽志勢広域連合：鳥羽市、志摩市

※4 被災し復旧が必要になると想定される施設(耐震化を行っていない施設)は処理期間を2.7年、その他は3年として算出。

※5 養老-桑名-四日市断層帯

注1) RDF化施設については、災害廃棄物が土砂を多く含むなどの性状であり、災害廃棄物の処理ができないと見込まれることから除いています。しかし、避難所ごみ及び生活ごみの処理は可能です。

注2) 施設の各種データは、平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果をもとに、各担当部局等に確認したものである。

《試算条件》

稼働日数	310日/年(稼働率85%)
処理期間	2.7年又は3年(災害廃棄物の処理期間は最大3年間であるが、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね4ヶ月を要するものとし、被災し復旧が必要になると想定される施設は処理期間を2.7年とした。)
災害廃棄物処理量	((年間処理能力-年間処理実績)=余力)×処理期間

表 2-2-7 一般廃棄物最終処分場の処理能力

地域区分	市町等	施設名	埋立実績 (m <sup>3</sup> /年)	残余容量 (m <sup>3</sup> )	10年後 残余容量 (t)1.5t/m <sup>3</sup>	被害想定結果		
						震度		浸水深(m)
						L1	直下型 <sup>※3</sup>	L1
北勢	桑名市	桑名市一般廃棄物埋立最終処分場	902	8,910	0	6弱	7	1.02
	いなべ市	藤原最終処分場	98	5,830	7,280	-	-	-
	東員町	東員町最終処分場	2,266	51,598	43,410	6弱	7	0
	四日市市	四日市市南部埋立処分場	25,528	84,920	0	5強	6強	0
	菟野町	菟野町不燃物処理場	125	36,951	53,550	5強	6強	0
	鈴鹿市	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター(最終処分場)	3,987	62,605	34,100	5強	6強	0
	亀山市	亀山市総合環境センター最終処分場	0	848	1,270	5強	6強	0
中勢	津市	津市西部クリーンセンター	0	195,210	292,820	6弱	6弱	0
		津市白銀環境清掃センター	9,985	444,010	516,240	6弱	6弱	0
	松阪市	松阪市一般廃棄物最終処分場	6,304	80,761	26,580	6弱	5強	0
	多気町	多気町美化センター	198	119,889	176,860	6強	5強	0
	明和町	明和町環境センター	77	2,732	2,940	6弱	5強	0
伊賀	伊賀市	不燃物処理場	697	14,897	11,890	5強	5強	0
伊勢 志摩	伊勢市	小俣廃棄物投棄場	24	14,449	21,310	6弱	5強	0
	南伊勢町	クリーンセンターなんとう	595	18,717	19,150	6弱	4	0
	南伊勢町	南勢一般廃棄物最終処分場	371	24,333	30,930	6弱	4	0
	香肌奥伊勢資源 化広域連合 <sup>※1</sup>	香肌奥伊勢エコランド	172	2,215	740	6弱	4	0
東紀 州	紀北町	紀北町紀伊長島不燃物処理場	655	2,345	0	6弱	4	0
		紀北町海山不燃物処理場	48	20	0	6強	4	0
	熊野市	熊野市有馬不燃物処分場	392	45,061	61,710	6強	4	0
	南牟婁清掃施設 組合 <sup>※2</sup>	南牟婁清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	1,378	39,377	38,400	6弱	4	0
一般財団法人三重県環境保全事業団 (新小山)			42,476	1,517,600	-	5強	6弱	0
災害応援協定枠			-	250,000	375,000			
県合計			96,278	1,505,678	1,714,180	-	-	-

※1 香肌奥伊勢資源化広域連合：松阪市、多気町、大台町、大紀町

※2 南牟婁清掃施設組合：熊野市、御浜町、紀宝町

※3 養老-桑名-四日市断層帯

注1)施設の各種データは、平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果をもとに各担当部局等に確認したものである。

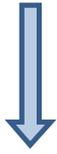
注2)ここで示した残余容量は、現状で最終処分場として整備されていない区域を含んでいます。

＜試算条件＞

災害廃棄物処理量 (10年後残余容量)	残余容量-(年間埋立実績×10年) 10年後残余容量とは、現状の残余容量から、10年間で必要となる生活ごみの埋立容量を差し引いた値である。今後災害が直ちに発生するとは限らないこと、また、災害廃棄物を埋立処分した後、最終処分場を新たに設置するまでには数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を差し引いたものである。
------------------------	--

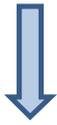
## 発 災

### ① 被災状況確認



- 施設の被災状況を確認する。(市町)
- 施設機能点検を行い、処理・処分における支障の有無を把握する。(市町)
- 施設補修の必要性を検討する。(市町)
- 施設補修が必要な場合は、補修計画作成、補修期間の設定、補修工事契約を行う。(市町)

### ② 受入調整



- 当該施設への受入可能性を判断する。(施設機能維持状況、作業員の確保、運搬ルート確保等)(市町)
- 受入品質、受入可能量を算定する。(市町)
- 受入量の調整を行う。(市町内→ブロック内→県内の順に調整)(県)

### ③ 受入時

- 受入物を調整する。(市町)
- 受入量等を記録する。(市町)

注) 被災の状況に応じて、休止中施設の再開についても検討する。

図 2-2-2 既存の廃棄物処理施設における発災後の対応

(2) 市町別発生量と処理可能量

市町別の可燃物発生量と一般廃棄物処理施設での災害廃棄物の焼却可能量を表 2-2-8 に示します。また、市町別の不燃物発生量と一般廃棄物最終処分場の残余容量を表 2-2-9 に示します。

発生量に対する処理可能量は、地震の規模や市町によっても異なることから、県は市町間の受入調整を行います。

また、最終処分場については一般財団法人三重県環境保全事業団と協議を行い、各市町の処分場の残余容量や被災の程度に応じた受入量の調整を行います。

表 2-2-8 市町別可燃物発生量と一般廃棄物焼却施設の処理可能量

地域区分	市町	破碎・選別後の可燃物(t)				災害廃棄物 処理量 <sup>※1</sup> (t)
		L1	直下型			
			養老・桑名-四日市	頓宮	布引山地東縁	
北勢	桑名市	59,000	231,000	8,000	19,000	※2
	いなべ市	0	43,000	0	0	13,200
	木曽岬町	20,000	11,000	1,000	1,000	※2
	東員町	1,000	27,000	1,000	1,000	※2
	四日市市	23,000	522,000	6,000	146,000	160,200
	菰野町	0	16,000	0	1,000	6,600
	朝日町	1,000	18,000	1,000	2,000	※3
	川越町	13,000	27,000	2,000	6,000	※3
	鈴鹿市	6,000	133,000	1,000	129,000	69,100
	亀山市	0	19,000	0	7,000	3,800
中勢	津市	34,000	30,000	7,000	249,000	131,700
	松阪市	33,000	7,000	5,000	168,000	61,600
	多気町	1,000	0	0	8,000	5,500
	明和町	12,000	1,000	1,000	4,000	4,695
	大台町	1,000	0	0	2,000	※2
伊賀	伊賀市	1,000	1,000	41,000	1,000	1,986
	名張市	0	0	2,000	0	19,714
伊勢志摩	伊勢市	101,000	9,000	4,000	15,000	32,953
	鳥羽市	23,000	1,000	0	1,000	9,347
	志摩市	55,000	1,000	0	1,000	13,253
	玉城町	3,000	0	0	1,000	2,946
	南伊勢町	39,000	1,000	1,000	2,000	2,200
	大紀町	7,000	0	0	2,000	※2
	度会町	1,000	0	0	1,000	1,607
東紀州	尾鷲市	42,000	0	0	0	17,400
	紀北町	47,000	0	0	1,000	※2
	熊野市	10,000	0	0	0	12,800
	御浜町	8,000	0	0	0	※2
	紀宝町	6,000	0	0	0	※2
県合計		547,000	1,098,000	81,000	768,000	570,600

※1 算定方法等は前述の「(1)市町施設での処理」に同じ。

※2 RDF処理のための0

※3 四日市市へ委託

表 2-2-9 市町別不燃物発生量と一般廃棄物最終処分場の残余容量

地域区分	市町	破碎・選別後の不燃物(t)				10年後残余容量 <sup>※1</sup> (t)
		L1	直下型			
			養老-桑名-四日市	頓宮	布引山地東縁	
北勢	桑名市	524,000	732,000	27,000	60,000	※2
	いなべ市	0	137,000	0	1,000	7,280
	木曽岬町	204,000	34,000	1,000	4,000	※2
	東員町	2,000	84,000	1,000	2,000	43,410
	四日市市	234,000	1,663,000	18,000	466,000	※2
	菰野町	0	49,000	0	3,000	53,550
	朝日町	15,000	57,000	1,000	6,000	※2
	川越町	102,000	84,000	5,000	19,000	※2
	鈴鹿市	98,000	419,000	2,000	407,000	34,100
亀山市	2,000	58,000	1,000	20,000	1,270	
中勢	津市	424,000	92,000	19,000	785,000	809,060
	松阪市	503,000	20,000	16,000	530,000	26,780
	多気町	3,000	0	0	24,000	176,957
	明和町	197,000	3,000	1,000	13,000	2,940
	大台町	4,000	0	0	6,000	237
伊賀	伊賀市	3,000	4,000	130,000	3,000	11,890
	名張市	1,000	0	5,000	0	※2
伊勢志摩	伊勢市	756,000	27,000	14,000	47,000	21,310
	鳥羽市	151,000	1,000	0	2,000	※2
	志摩市	370,000	1,000	0	2,000	※2
	玉城町	10,000	0	0	4,000	※2
	南伊勢町	261,000	2,000	1,000	5,000	50,080
	大紀町	35,000	0	0	4,000	206
	度会町	4,000	0	0	1,000	※2
東紀州	尾鷲市	190,000	0	0	1,000	※2
	紀北町	225,000	0	0	4,000	0
	熊野市	51,000	0	0	0	66,534
	御浜町	43,000	0	0	0	12,221
	紀宝町	25,000	0	0	0	21,355
MEC <sup>注)</sup>	—	—	—	—	375,000	
県合計	4,437,000	3,467,000	242,000	2,419,000	1,714,180	

※1 算定方法等は前述の「(1)市町施設での処理」に同じ。

※2 最終処分場を有していない又は残余容量が少ないため、0

注)一般財団法人三重県環境保全事業団(新小山最終処分場)

### (3) 民間施設での処理

民間施設は、産業廃棄物焼却施設、最終処分場、破碎施設（木くず、がれき類）及びセメント工場を対象として整理しました。

処理施設の位置と、県地震被害想定における震度及び津波浸水域の範囲に重ね合せた図を、データ集 p.170～184 に示しています。

なお、いずれの民間処理施設においても、協定に基づき一般社団法人三重県産業廃棄物協会と調整を行い、各市町の処理量を割り当てていくこととします。

また、災害応援協定を締結していない事業者においても、災害廃棄物処理を実施可能な施設を有していることから、協会員以外及び自社処理施設所有の事業者へは、発災時に状況に応じた災害廃棄物処理の受入を要請していきます。

#### ① 焼却施設の余力

焼却施設では、表 2-2-10 に示すとおり、一般社団法人三重県産業廃棄物協会の災害応援協定締結会員で約 421 千トン（処理期間 3 年）を処理可能です。

表 2-2-10 産業廃棄物焼却施設の処理能力

地域区分	施設	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	年間処理実績 (t/年)	余力 (t/年)	災害廃棄物処理量 (t/3年) <sup>※1</sup>	被害想定結果		
							震度		浸水深(m)
							L1	直下型 <sup>※2</sup>	L1
北勢	A	40	11,306	25,903	0	0	6弱	6強	1.77
		20	5,474	83	5,391	16,100	6弱	6強	1.77
伊賀	B-1	65	18,200	(一般廃棄物) 44,918 (産業廃棄物) 34,589	134,973	404,900	5強	5強	0
	B-2	65	18,200				5強	5強	0
	B-3	318	89,040				5強	5強	0
	B-4	318	89,040				5強	5強	0
県合計		909	254,553	111,952	140,364	421,000	-	-	-

※1 災害応援協定締結会員を対象とした。いずれの施設も耐震化を行っていることから、処理期間を3年として算出した。

※2 養老-桑名-四日市断層帯

注1) 複数の品目の許可を有している場合、処理能力は各品目の平均値を記載した。

注2) 各種施設のデータは、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに各担当部局等に確認したものである。

注3) 災害応援協定締結会員のみ表記。

#### 《試算条件》

#### ◎ 産業廃棄物焼却処理施設

稼働日数	280 日/年(稼働率 77%)
処理期間	3 年
災害廃棄物処理量	((年間処理能力-年間処理実績)×処理期間)

## ② 最終処分場の余力

最終処分場では、表 2-2-11 に示すとおり、災害応援協定締結会員の 10 年後残余容量として、約 5,808 千トン有しています。

表 2-2-11 産業廃棄物最終処分場の処理能力

地域区分	施設	埋立実績 (m <sup>3</sup> /年)	残余容量 (m <sup>3</sup> )	10年後 残余容量 <sup>※2</sup> (t)1.5t/m <sup>3</sup>	運転管理 体制	被害想定結果		
						震度		浸水深(m)
						L1	直下 型 <sup>※3</sup>	L1
伊賀	B <sup>※1</sup>	15,066	3,370,000	4,904,340	管理型	5強	5強	0
	C <sup>※1</sup>	6,870	647,992	903,290	管理型	5弱	5弱	0
伊勢 志摩	D	-	51,233	-	安定型	6弱	4	0
合計		-	4,069,225	5,807,630	-	-	-	-

※1 BとCは許可済(供用開始前)の容量を加えている。

※2 災害応援協定締結会員を対象として算出した。ただし、年間埋立実績のデータが無い施設は対象外とした。

※3 養老一桑名一四日市断層帯

注1)各種施設のデータは、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに各担当部局等に確認したものである。

注2)災害応援協定締結会員のみ表記。

### 《試算条件》

#### ◎産業廃棄物最終処分場

災害廃棄物処理量 (10 年後残余容量)	残余容量-(年間埋立量×10 年) ※10 年後残余容量とは、現状の残余容量から、10 年間で必要となる埋立容量を差し引いた値である。今後災害が直ちに発生するとは限らないこと、また、災害廃棄物を埋立処分した後、最終処分場を新たに設置するまでには数年を要することから、10 年間の埋立量を差し引いたものである。
-------------------------	---

## ③ 破碎施設の余力

破碎施設については、表 2-2-12 に示すとおり、災害応援協定締結会員で、木くず約 3,250 千トン、がれき類約 16,508 千トン(処理期間 3 年)を処理可能であり、十分な能力を有しています。

表 2-2-12 産業廃棄物破碎施設の処理能力(1/3)

地域区分	施設	移動式	三重県内					災害応援協定締結会員			被害想定結果		
			木くず 処理 能力 (t/日)	木くず 年間処理 能力 (t/年)	がれき類 処理能力 (t/日)	がれき類 年間処理 能力 (t/年)	年間 処理実績 (t/年)	余力*1 (t/年)	木くず 災害廃棄物 処理量 (t/3年)	がれき類 災害廃棄物 処理量 (t/3年)	震度*2		浸水深(m)
											L1	直下型	
北勢	E	○	240	67,200	—	—	—	—	—	—	6弱	7	3.26
	F	—	—	—	640	179,200	12,833	166,367	—	499,101	5強	6強	0
	G	—	—	—	320	89,600	1,201	88,399	—	265,197	5強	6強	0
	H	—	40	11,200	—	—	1,427	9,773	29,319	—	5強	6強	0
		—	—	—	720	201,600	10,977	190,623	—	571,869	5強	6強	0
	I	—	—	—	304	85,120	8,626	76,494	—	229,482	5強	6強	0
	J	—	17	4,838	—	—	1,686	3,152	9,457	—	5強	6強	0
		—	—	—	672	188,160	16,012	172,148	—	516,444	5強	6強	0
	K	—	107	29,960	—	—	4,066	25,894	77,682	—	5強	6強	0
		—	—	—	1,096	306,880	6,523	300,357	—	901,071	5強	6強	0
	L	—	80	22,400	—	—	4,189	18,211	54,633	—	6弱	6強	0
—		—	—	320	89,600	1,626	87,974	—	263,922	6弱	6強	0	
M	—	700	196,000	—	—	2,388	193,612	580,836	—	6弱	6強	0	
N	—	—	—	700	196,000	8,094	187,906	—	563,718	6弱	6強	0	
中勢	O	—	—	—	344	96,320	15,901	80,419	—	241,257	6弱	6弱	0
	P	—	—	—	320	89,600	28,361	61,239	—	183,717	6弱	6弱	0
	Q	—	76	21,308	—	—	1,985	19,323	57,969	—	5強	5強	0
	R	—	—	—	86	23,940	4,924	19,016	—	57,048	5強	5強	0
	S	—	—	—	1,280	358,400	45,161	313,239	—	939,717	5強	6弱	0
	T	—	85	23,660	—	—	14,905	43,111	129,333	—	6弱	5強	0
		—	43	11,956	—	—				—	6弱	5強	0
		—	80	22,400	—	—				—	6弱	5強	0
	U	—	78	21,728	—	—	—	—	—	—	6弱	5強	0
	V	—	—	—	33	9,184	9,180	105,956	—	317,868	6弱	5強	0
		—	—	—	280	78,400					6弱	5強	0
—		—	—	98	27,552	6弱					5強	0	
W	—	—	—	240	67,200	9,468	57,732	—	173,196	5強	5強	0	
	—	—	—	48	13,440	1,121	12,319	—	36,957	5強	5強	0	
X	—	—	—	800	224,000	18,242	205,758	—	617,274	5強	5弱	0	
Y	—	8	2,240	—	—	886	1,354	4,062	—	6弱	5強	0	
Z	—	—	—	224	62,720	35,000	27,720	—	83,160	6弱	5強	0	

※1 年間処理実績のデータが無い施設は、余力を見込んでいない。

※2 直下型は、養老一桑名一四日市断層帯。

注1) 施設の各種データは、産業廃棄物処分業許可証、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに、各担当部局等に確認したものである。

注2) 同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合には、がれき類の処理能力を採用(木くずはグレーでハッチング)。

注3) 災害応援協定締結会員のみ表記。

表 2-2-12 産業廃棄物破碎施設の処理能力(2/3)

地域区分	施設	移動式	三重県内					災害応援協定締結会員			被害想定結果			
			木くず 処理能力 (t/日)	木くず 年間処理 能力 (t/年)	がれき類 処理能力 (t/日)	がれき類 年間処理 能力 (t/年)	年間 処理実績 (t/年)	余力*1 (t/年)	木くず 災害廃棄物 処理量 (t/3年)	がれき類 災害廃棄物 処理量 (t/3年)	震度*2	浸水深(m)		
			L1	直下型	L1									
中勢	AA	—	7	2,044	—	—	729	1,315	3,945	—	6強	6弱	0	
		—	16	4,368	—	—	1,421	2,947	8,841	—	6弱	5強	0	
	AB	—	—	—	20	5,544	795	4,749	—	14,247	6強	6弱	0	
		—	—	—	17	4,732	108	4,624	—	13,872	6弱	5強	0	
	AC	—	105	29,400	—	—	176	29,224	87,672	—	6弱	5弱	0	
AD	—	—	—	304	85,120	—	—	—	—	6弱	5弱	0		
伊賀	AE	—	—	—	800	224,000	36,967	187,033	—	561,099	5強	6弱	0	
	AF	—	—	—	3,120	873,600	40,620	832,980	—	2,498,940	5強	5強	0	
	AG	○	240	67,200	—	—	0	67,200	201,600	—	5強	5強	0	
	AH	—	—	—	1,320	369,600	42,798	326,802	—	980,406	5強	5強	0	
	B	—	—	115	32,256	—	—	5,164	190,948	572,844	—	5強	5強	0
		—	—	128	35,840	—	—				—	5強	5強	0
		—	—	74	20,832	—	—				—	5強	5強	0
		—	—	74	20,832	—	—				—	5強	5強	0
		—	—	180	50,400	—	—				—	5強	5強	0
		—	—	128	35,952	—	—				—	5強	5強	0
		—	—	—	—	98	27,552				8,645	88,907	—	5強
	—	—	—	—	250	70,000	—	266,721	5強	5強			0	
	AI	—	—	200	56,000	—	—	22,048	341,056	1,023,168	—	5強	6弱	0
		—	—	218	61,152	—	—				—	5強	6弱	0
—		—	660	184,800	—	—	—				5強	5強	0	
—		—	218	61,152	—	—	—				5強	6弱	0	
—		—	—	—	3,375	945,000	56,460	931,100	—	2,793,300	5強	6弱	0	
—		—	—	—	152	42,560				—	2,793,300	5強	6弱	0
AJ	—	152	42,560	—	—	—	—	—	—	5強	6弱	0		
C	—	—	—	800	224,000	—	—	—	—	5弱	5弱	0		
伊勢志摩	AK	—	—	—	480	134,400	44,807	89,593	—	268,779	6強	5強	0	
	AL	—	—	8	2,100	—	—	5,123	51,297	153,891	—	6弱	5弱	0
		—	—	189	52,976	—	—				—	6弱	5弱	0
		—	—	5	1,344	—	—				—	6弱	5弱	0
		—	—	—	—	1,200	336,000				35,912	692,088	—	2,076,264
—	—	—	—	1,400	392,000	—	2,076,264	6弱	5弱	0				

※1 年間処理実績のデータが無い施設は、余力を見込んでいない。

※2 直下型は、養老一桑名一四日市断層帯。

注1) 施設の各種データは、産業廃棄物処分業許可証、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに、各担当部局等に確認したものである。

注2) 同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合には、がれき類の処理能力を採用(木くずはグレーでハッチング)。

注3) 災害応援協定締結会員のみ表記。

表 2-2-12 産業廃棄物破碎施設の処理能力(3/3)

地域区分	施設	移動式	三重県内					災害応援協定締結会員				被害想定結果		
			木くず 処理 能力 (t/日)	木くず 年間処理 能力 (t/年)	がれき類 処理能力 (t/日)	がれき類 年間処理 能力 (t/年)	年間 処理実績 (t/年)	余力*1 (t/年)	木くず 災害廃棄物 処理量 (t/3年)	がれき類 災害廃棄物 処理量 (t/3年)	震度*2	浸水深(m)		
			L1	直下型	L1									
伊勢志摩	AM	—	133	37,184	—	—	4,572	144,825	434,474	—	5強	4	0	
		—	181	50,568	—	—				—	5強	4	0	
		—	218	61,152	—	—				—	5強	4	0	
		—	2	493	—	—				—	5強	4	0	
		—	—	—	304	85,120				33,948	51,172	—	153,516	5強
	AN	—	3	826	—	—	282	544	1,632	—	6弱	5強	0	
	AO	—	5	1,375	—	—	125	1,250	3,749	—	6弱	5弱	0	
		—	—	—	233	65,240	5,908	59,332	—	177,996	6弱	5弱	0	
	AP	—	5	1,361	—	—	0	1,361	4,082	—	6弱	5弱	0	
	D	○	133	37,184	—	—	5,154	152,934	458,802	—	6強	5強	0	
		—	72	20,160	—	—				—	6強	5弱	0.95	
		—	218	61,152	—	—				—	6弱	4	0	
		—	2	644	—	—				—	6強	5弱	0.95	
		—	5	1,316	—	—				—	6強	5弱	0.95	
—		134	37,632	—	—	—				6強	5弱	0.95		
—		—	—	4	1,210	10,213				80,597	—	6強	5弱	0.95
—		—	—	320	89,600						—	241,790	6強	5弱
東紀州	AQ	—	5	1,288	—	—	119	1,169	3,507	—	6弱	4	0	
<b>県合計</b>		—	<b>9,009</b>	<b>2,522,608</b>	<b>61,448</b>	<b>17,205,530</b>	<b>1,867,252</b>	<b>15,345,131</b>	<b>3,249,908</b>	<b>16,507,928</b>				

※1 年間処理実績のデータが無い施設は、余力を見込んでいない。

※2 直下型は、養老一桑名一四日市断層帯。

注1) 施設の各種データは、産業廃棄物処分業許可証、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに、各担当部局等に確認したものである。

注2) 同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合には、がれき類の処理能力を採用(木くずはグレーでハッチング)。

注3) 災害応援協定締結会員のみ表記。

《試算条件》

◎産業廃棄物破碎施設

稼働日数	280日/年(稼働率77%)
処理期間	3年
災害廃棄物処理量	処理能力 t/日 × 稼働日数 × 処理期間 ※同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合にはがれき類の処理施設として計算する。

④ セメント工場による資源化能力

セメント工場については、処理対象とする廃棄物の成分により受入量が制限されますが、焼却灰で約 99 千トン、不燃物で約 300 千トン(処理期間 3 年)の受入が可能であり、焼却による減量化を含め、セメント原料として資源化が可能です。

(4) 地域別の処理フロー

地域別の処理フローをデータ集 p.145～159 に示しています。

収支計算の設定は、第2編 第1章「第2項 災害廃棄物発生量の推計」に同じです。直下型地震については、表 2-2-13 に示すとおり、地域ごとに最大となる断層帯について、フローを示しました。

表 2-2-13 地域ごとの災害廃棄物発生量

地域区分	直下型		
	養老-桑名-四日市断層帯	頓宮断層	布引山地東縁断層帯
北勢	9,829 千 t	128 千 t	2,898 千 t
中勢	317 千 t	90 千 t	3,817 千 t
伊賀	14 千 t	442 千 t	11 千 t
伊勢志摩	71 千 t	33 千 t	175 千 t
東紀州	0	0	9 千 t

注) 災害廃棄物は、地域防災計画における災害廃棄物発生量の算定方法に基づき、全壊棟数より算出した発生量を示す。

□ : 各地域で災害廃棄物発生量が最大となる直下型断層帯

## 第4項 応援協定の適切な運用

---

### (1) 災害廃棄物処理に必要な支援

#### ① 県内広域応援体制の構築

県は、被災状況等を勘案し、市町等での災害廃棄物やし尿の処理が困難で、他市町等からの応援が必要となる、又はそのおそれがあるときは、他市町等での災害廃棄物の処理について、市町等間で調整し、受援・応援の県内広域応援態勢を構築します。

また、民間事業者の協力が必要とされる場合には、災害時の応援協定を締結している民間事業者団体等と調整の上、当該団体等に支援を要請します。

#### ② 処理業者の斡旋

市町の廃棄物処理施設が被災し、市町単独での処理が困難となり、又は困難となるおそれがあり、当該市町から廃棄物処理業者の斡旋の要請があったときは、県は、当該市町と協議の上、処理業者を斡旋するものとします。

なお、処理業者の斡旋にあたっては、災害時の応援協定を締結している民間事業者団体等と調整の上、当該団体等に支援を要請します。

#### ③ 職員の派遣（市町間調整含む）

市町に多量の災害廃棄物が発生し、又は職員が被災して、災害廃棄物処理業務の遂行に支障が生じ又は生じるおそれがあり、当該市町から職員派遣の要請があったときは、県は当該市町と協議の上、職員を派遣します。

なお、職員派遣にあたっては、県職員のみでなく、他の市町に職員派遣が可能か協議・調整の上、適任者を選任します。

その際、県は被災市町から、必要とする人員の詳細（従事する業務、人数、派遣期間等）を確認し、とりまとめるものとします。